中山間地域等直接支払交付金
令和1年度市町村別の取組実績

市町村名	協定数	交付金額	交付面積			（参考）平成30年度実績		
				基礎単価整備面積	体制整備単価面積	協定数	交付金額	交付面積
		千円	ha	ha	ha		千円	ha
京　都　市	（1） 34	23,789	225	37	189	（1） 34	23,800	224
京　田　辺　市	4	6,339	38	38	0	4	6,339	38
宇　治　田　原　町	2	1,012	9	0	9	2	1,012	9
和　束　町	15	4,797	51	51	0	15	4,797	51
精　華　町	2	1,383	12	12	0	2	1,383	12
南　山　城　村	4	1,612	10	10	0	4	1,612	10
亀　岡　市	17	40,936	189	4	185	17	40,936	189
南　丹　市	76	68,805	671	36	635	76	68,807	671
京　丹　波　町	（1） 72	109,574	939	139	800	（1） 72	109,671	939
福　知　山　市	67	124,998	944	489	455	67	124,818	941
舞　鶴　市	49	41,629	343	101	242	50	41,709	344
綾　部　市	51	72,076	644	94	550	49	71,116	629
宮　津　市	32	37,845	264	37	227	32	37,819	265
京　丹　後　市	（1） 48	68,301	397	9	388	（1） 48	68,089	397
伊　根　町	16	12,399	76	7	69	16	12,485	76
与　謝　野　町	17	52,288	341	22	319	17	49,684	341
合計	（3） 506	667,783	5,153	1,085	4,068	（3） 505	664,076	5,137

備考

（1）協定数の上段（　）書きは、個別協定で内数　（注）協定とは農地の管理方法、役割分担、交付金の使用方法などを取り決めたもの

（2）合計数値は、四捨五入の関係で内訳の計と一致しない場合がある

（3）基礎単価面積とは、水路・農道等の管理活動、耕作放棄地の発生防止等最低限の農地管理活動に取り組む場合の単価の交付がされた面積

（4）体制整備単価面積とは、基礎単価の交付要件に加え、農用地等保全マップの作成と活動の実践、機械・農作業の共同化、高付加価値型の農業の実践、集落営農組織の育成など積極的な活動に取り組む場合の単価が交付された面積